

ID: 1682

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の10において準用する第31条の2		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 準用する法第31条の2の規定による。 (不正利得の徴収) 第31条の2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日